

ピアカウンセリング事業 実施委託事業者募集要項

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部精神保健課

令和5年1月

ピアカウンセリング事業実施委託事業者募集要項

1 件名

ピアカウンセリング事業実施委託

2 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー）が、精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、及び必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図ることを目的として実施します。

4 事業内容

事業内容は以下のとおりとします。

- (1) ピアカウンセラーにより助言、情報提供等を行う相談事業
- (2) 精神障害者の交流の場やいこいの場を提供する事業
- (3) ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業
- (4) その他、目的に沿った事業

5 プロポーザル参加の資格要件

以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) ピアサポート及びピアカウンセリングに関するノウハウと実績がある者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (4) 法人格を有する者
- (5) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目（99その他業務・99その他）に登録されている者。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、又は更生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

6 委託金額の上限

総額 3,888,000 円（消費税法第6条第1項に基づき、非課税）

1年目（令和5年度）	1,296,000 円
2年目（令和6年度）	1,296,000 円
3年目（令和7年度）	1,296,000 円

7 参加意向申出書及び仕様書等の配布

- (1) 配布開始日

令和5年1月13日（金）

(2) 配布場所

ア 書面

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

TEL 044-200-3608

FAX 044-200-3932

メール 40seisin@city.kawasaki.jp

※ 書面での受取りを希望される場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時00分から午後12時または、午後1時00分から午後5時00分までにお越し下さい。

イ ホームページ

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課ホームページ

8 参加意向申出書等の提出

(1) 参加意向申出書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和5年1月20日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（持参）川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

TEL 044-200-3608

FAX 044-200-3932

メール 40seisin@city.kawasaki.jp

ウ 提出方法

持参または、郵送

※ 郵送の場合は電話等で到着確認を行って下さい。

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書 【1部】

イ 企業概要（任意様式） 【1部】

- ・パンフレット等企業概要がわかるもの

(3) 参加資格確認の結果通知

ア 結果通知日

令和5年1月26日（木）

イ 通知方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ提案資格確認結果通知書を交付します。

電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

9 質問書の受付

(1) 提出期限

令和5年1月20日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（持参）川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

TEL 044-200-3608

FAX 044-200-3932

メール 4Oseisin@city.kawasaki.jp

(3) 提出様式

任意様式

(4) 提出方法

持参または、郵送、メール

※ 郵送の場合は電話等で到着確認を行ってください。

※ 電話、FAX による質問はお受けできません。

※ 提出期限を過ぎた質問については受付できませんのでご注意ください。

(5) 回答送付日及び方法

質問及び回答については、令和5年1月23日（月）までに川崎市ホームページに掲載します。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年2月3日（金）正午（必着）

(2) 提出場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（持参）川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

TEL 044-200-3608

FAX 044-200-3932

メール 4Oseisin@city.kawasaki.jp

(3) 提出方法

持参または、郵送

※ 郵送の場合は電話等で到着確認を行ってください。

(4) 提案書の内容

ア ピアカウンセラーによる相談事業に関する提案

イ 利用者の交流の場やいいの場を提供する事業に関する提案

ウ ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業に関する提案

- ・ 精神障害者の地域生活の支援及びその自立と社会参加の促進、活動の場の拡充をしていくために、ピアカウンセリングに関する普及・啓発をどのように実施するのか具体的な提案

エ その他の提案

- ・ 提案者のピアサポート及びピアカウンセリングに関する知見、実績、セールスポイント等を示すとともに、本委託業務にどのように活かしていくかの提案
- ・ 他機関との連携を本委託業務にどのように活かしていくかの提案
- ・ 本委託業務の実施体制（体制、スタッフ等）の提案
- ・ 本委託業務の収支計画の提案
- ・ 本委託業務のスケジュールの提案

(5) 提出書類

ア 企画提案書 【9部】

イ 概算見積書 【1部】

ウ 会社概要（パンフレット等） 【各9部】

エ 定款等応募する団体又は企業の事業内容が分かるもの 【9部】

オ 直近の決算書 【1部】

(6) 企画提案書の様式等

ア 用紙の大きさは、原則A4版縦、横書き、左綴じとします。ただし、記述内容により、見易さ等に配慮してA4版横又はA3版（綴じの際はA4版の大きさに折り込む。）の使用は可能とします。

イ 文章を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。

エ 提案書のページ数は10ページ以内とします。

オ 本文の各ページには、ページ番号を表示して下さい。

(7) 見積書作成上の注意

見積額とその積算の根拠を示し、提出して下さい。また、企画内容は見積額とバランスが取れたものとして下さい。

(8) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等は返却しません。

イ 提出期限後は、企画提案書の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 企画提案書はあくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかを判断する資料であり、企画提案書に記載された内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映するとは限りません。

エ 企画提案書等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

11 企画提案書に関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日

令和5年2月13日(月)(予定)

(2) 実施場所

川崎市健康福祉局

(3) 内容等

提出書類に基づき、提案説明15分以内、質疑応答10分で提案を行っていただきます。

(4) ヒアリングに関する注意点

- ・ 1法人あたりの出席は、本業務を受託した場合に担当する予定である者を含む3名以下とします。
- ・ パソコン、プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。
- ・ 提案会の当日に資料等を追加することはできません。

(5) 審査体制

川崎市健康福祉局内にピアカウンセリング事業業務委託プロポーザル評価委員会設置を設け、提出された書類をもとに評価・特定を行い、その選考委員の採点の最高得点業者を受託予定者として選定します。同点の場合は、評価委員の審議により決定します。それでも、なお決しない場合は、経費見積額が低い業者を受託予定者として選定します。得点数は、評価委員5人の合計点で決定します。

1.2 その他

(1) プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格が喪失します。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があったもの
- ク ヒアリングに出席しなかったもの

(2) 結果通知

選定結果は、文書により全ての参加者に通知します。

※ 選定結果について説明を希望する場合は、文書を送付した日の翌日から起算し5日後(市役所閉庁日を除く)午後5時までに川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国円

(4) 契約書作成の要否

要します。

(5) プロポーザルの取り扱い

ア 提出書類等は、プロポーザル以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出書類等は、公正性、透明性を期すため「川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）」等、関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出書類等は、プロポーザルを行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 提出書類等に虚偽の記載をした場合、プロポーザルを無効にするとともに虚偽の記載をした者に対し、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

(6) その他

ア 提出書類等に記載した配置予定の従事者は、傷病、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルのために作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ 提案は、1社につき1案のみとします。

エ 参加意向申出書を提出したのちプロポーザルへの参加を取り下げる場合は、辞退届を速やかに提出して下さい。

オ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続き期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

カ 事業を実施するにあたり、問題が発生した場合は、速やかに川崎市へ連絡して下さい。

キ 受託者は、本要綱に定まる事業実施に関わる関係機関の保存期間については、事業終了後に完結し、以降5年間保管するものとします。

ク 本委託事業の実施については、原則として再委託を認めません。

ケ 本委託は、この業務委託事業者募集要項によるほか、川崎市契約規則・関係法規・条例その他の規定に従い履行するものとします。

コ 当該選定結果の効果は、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に関わる予算の議決を要します。